

市等が発注する工事の成績評定結果の公表について

市では、工事成績評定の透明性の確保及び、技術の向上と建設意欲の高揚を図ることを目的として、平成28年10月1日から契約金額が2百万円を超える工事の成績評定結果を、公表することにします。

・《公表の対象》

1. 受注者に対して工事の評定点を明記した、工事検査結果（成績評定）通知書
2. 各評価項目別に評定した、項目別評定表
3. 1. 2に対して受注者から説明請求があった場合、説明請求書と市の説明書

・《公表の方法等》

公表は、平成28年4月1日以降に検査を実施した工事を対象とし、法務契約課において閲覧に供して行い、閲覧手続きは不要とします。

・《公表の期間及び時間》

公表の期間は、公表を行った日の年度の翌年度3月31日までとし、閲覧時間は市役所開庁時間とします。

問合わせ先

法務契約課検査室（市役所新館3階）

電話：0172-35-1111

内線414